

次の建設業許可をお持ちですか？

- ・土木工事業
- ・建築工事業
- ・とび、土工工事業

NO

500万円以上の工事を請け負いますか？

NO

登録が必要です。

今お持ちの許可で解体工事を実施できます。

(登録は不要です)

YES



YES



登録は、工事を行う都道府県ごとに行ってください。その際、次の要件を満たさなければなりません。

- ①不適合要件に該当しないこと(2年以内に登録を取り消された者でない等)
- ②技術管理者を選任していること

●技術管理者は、下記1)の実務経験か2)の資格を有していなければなりません。

### 1) 実務経験者

| 学 歴                    | 実務経験年数 | 解体工事業登録           |  | 1991<br>建設業<br>許 可 |
|------------------------|--------|-------------------|--|--------------------|
|                        |        | 国土交通大臣<br>認定講習受講者 |  |                    |
| 一定の学科を履修した<br>大学・高等卒業生 | 2年     | 1年                |  | 3年                 |
| 一定の学科を履修した<br>高校卒業生    | 4年     | 3年                |  | 5年                 |
| 上記以外                   | 8年     | 7年                |  | 10年                |

注1)一定の学科とは、土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。)、建築学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科。

注2)講習については、(社)全国解体工事業団体連合会が実施する解体工事施工技術講習。

注3)解体工事施工技士試験は、(社)全国解体工事業団体連合会が実施する試験。

### 2) 有資格者

| 資格・試験名               | 種 別                   |
|----------------------|-----------------------|
| 建設業法による<br>技術検定      | 一級建設機械施工              |
|                      | 二級建設機械施工(「第一種」、「第二種」) |
|                      | 一級土木施工管理              |
|                      | 二級土木施工管理(「土木」)        |
|                      | 一級建築施工管理              |
|                      | 二級建築施工管理(「建築」、「躯体」)   |
| 技術士法による<br>第二次試験     | 技術士(「建設部門」)           |
| 建築士法による建築士           | 一級建築士                 |
|                      | 二級建築士                 |
| 職業能力開発促進法<br>による技能検定 | 一級とび・とび工              |
|                      | 二級とび+解体工事経験1年         |
|                      | 二級とび工+解体工事経験1年        |
| 国土交通大臣が指定<br>する試験    | 解体工事施工技士試験合格者 a2)     |